

別表六(七)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

別表六(七)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

試験研究費の額		1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	10	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		当期税額 平均売上金額 (別表六(十)「10」)	11	
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		税基 試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	12	
控除対象試験研究費の額の計算		4		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">「18」欄</p> <p style="text-align: center;">中小企業技術基盤強化税制を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第3項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00596」</p> <p>③ 「適用額」欄：「18」欄の金額</p> </div>		
増減試験研究費の額の計算	比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)	5				
控除割合の計算	増減試験研究費の額 (1) - (5)	6		計 当期税額基準額 (10) × (0.25、(0.25 + (13)) 又は (14))	15	円
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		当期税額控除可能額 (9) と (15) のうち少ない金額	16	
計算	税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合は(5) = 0の場合は0.12とする。)	8		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の②」)	17	
中小企業者等税額控除限度額 (4) × (8) 又は 0.12		9	円	法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18	

法 0301-0607